

○高松市防災会議条例

昭和38年7月12日条例第16号

改正

昭和49年6月17日条例第31号

平成7年9月28日条例第34号

平成12年3月27日条例第6号

平成19年3月23日条例第2号

平成25年6月27日条例第28号

平成26年3月28日条例第3号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、高松市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき、高松市水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は50人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法に基づき指定された地方行政機関のうち市長が指定するものの職員のうちから当該地方

行政機関の長が指名する者

- (2) 香川県職員のうちから香川県知事が指名する者
- (3) 市の区域の全部又は一部を管轄する警察署の長又はその長が指名する者
- (4) 市副市長
- (5) 市職員
- (6) 市教育委員会教育長
- (7) 市消防局長及び消防団長
- (8) 法に基づき指定された公共機関及び地方公共機関のうち市長が指定するものの職員のうちから当該機関の長が指名する者
- (9) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

6 前項第1号から第3号まで及び第8号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる機関に属する職員並びに同項第9号から第11号までに掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

（部会）

第5条 防災会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月17日条例第31号抄）

1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（平成7年9月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（高松市水防協議会条例の廃止等）

2 高松市水防協議会条例（昭和62年高松市条例第19号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に水防法（昭和24年法律第193号）第34条第4項後段及び前項の規定による廃止前の高松市水防協議会条例の規定により任命され、又は委嘱された高松市水防協議会の委員である者（この条例の施行の際現に高松市防災会議の委員である者を除く。）は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第5項の規定により、高松市防災会議の委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）